

# 水素ステーション・充電設備に係る 固定資産税(償却資産)をゼロにします

政令市初

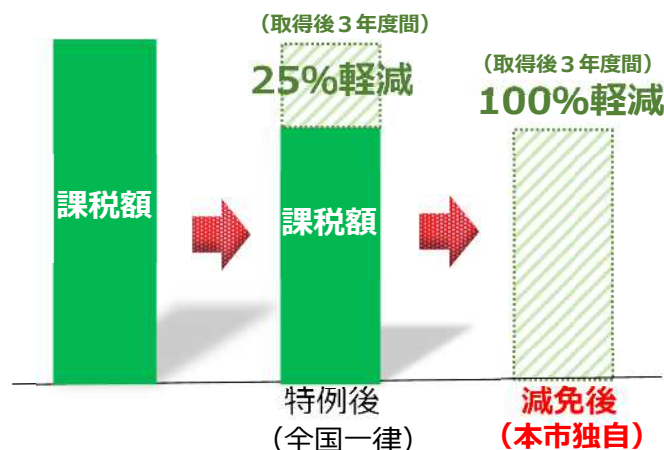
令和2年11月に策定した2050年までのCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の取組の一環として、電動車の普及に向けた水素ステーション及び充電設備の設置促進を税制面から支援するため、下記対象設備に係る固定資産税(償却資産)の減免措置を創設し、取得後一定期間の税額をゼロとします。

なお、この減免措置は、令和4年度課税分から(令和3年中に取得したものから)対象となります。

## 1 水素ステーションに対する減免措置の概要 (市内の水素ステーション設置数 3基[令和3年11月時点])

地方税法の規定による特例措置※1の対象期間内(3年度間)の税額をゼロにします。

減免対象は、地方税法による特例措置の適用を受けている固定資産※2となります。



### 【例】令和4年中に取得した場合

→令和5年度課税分から令和7年度課税分までの固定資産税(償却資産)がゼロになります

※1 水素を充填するための設備のうち一定のものに対しては、取得後3年度分限り、課税標準となるべき価格を4分の3とする特例措置が講じられています。

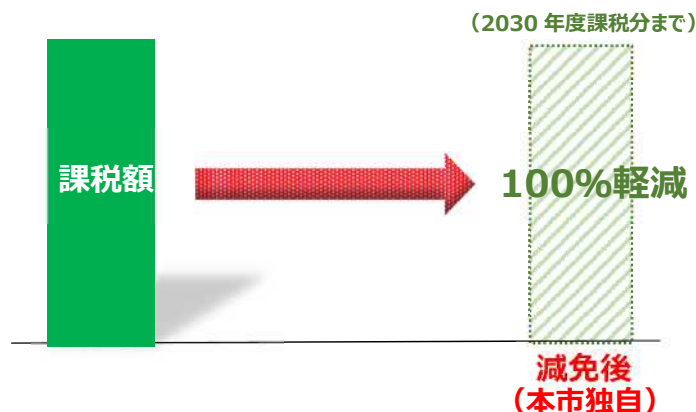
※2 減免対象資産の詳細については、本市ウェブサイトをご確認ください。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000134468.html>)



## 2 充電設備に対する減免措置の概要 (市内の充電設備設置数 134基[令和3年3月時点])

2030年度課税分※3までの税額をゼロにします。

減免対象は、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」※4の補助対象設備となります。



### 【例】令和4年中に取得した場合

→令和5年度(2023年度)課税分から令和12年度(2030年度)課税分まで8年度分の固定資産税(償却資産)がゼロになります。

※3 「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の中間目標年度

※4 「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」については、一般社団法人次世代自動車振興センターのウェブサイトをご確認ください。

(<http://www.cev-pc.or.jp/>)



### 【問合せ先】

《固定資産税の減免に関すること》  
川崎市財政局税制課 猪股  
電話 044-200-2189

《電動車の普及促進に関すること》  
川崎市環境局地域環境共創課 入江  
電話 044-200-2505